

釧路市インターンシップ等実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、釧路市（以下「市」という。）が実施するインターンシップ等（インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（文部科学省、厚生労働省、経済産業省 令和4年6月13日一部改正）（以下「3省合意」という。）に示された学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の4つの類型に準じた取組のうちタイプ1（オープン・カンパニー）、タイプ2（キャリア教育）、タイプ3（インターンシップ）の3つをいう。以下同じ。）の事業に関し、必要な事項を定める。

(インターンシップ等の目的)

第2条 インターンシップ等は、学生等が自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行いながら、行政への理解を深める機会を提供することにより、職業意識の向上及び市政に対する理解を深めるとともに、地域の人材育成に資することを目的とする。

(研修生の受入手続き等)

第3条 教育機関は、その教育の一環として市における学生の研修を希望するときは、市長に対して、申込書を提出しなければならない。

2 市長は研修の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、受入れの可否を教育機関に通知する。

- (1)希望する研修の内容が市で予定する研修テーマと合致していること
- (2)教育機関において、事前の学習やインターンシップ等終了後の評価を行うなど、研修を効果的に実施するための措置を講じていること
- (3)市が行う業務に支障がないこと

3 前項の規定に基づく決定を行う際は、市長は教育機関とインターンシップ等の協定等を締結する。

(身分及び報酬等)

第4条 市は、研修の受入れが決定した学生等（以下「研修生」という。）に対して、職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等は支給しない。

(遵守事項)

第5条 研修生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)釧路市職員の指示に従い、研修時間中は研修に専念しなければならない。
 - (2)研修期間中は、釧路市職員が遵守すべき地方公務員法その他の法令（釧路市条例及び規則等を含む。）を守るとともに、研修担当職員の指揮、監督、助言等に従わなければならない。
 - (3)釧路市の信用を傷つける又は不名誉となるような行為及び研修期間中に知り得た秘密を研修期間中及び研修終了後において漏洩するような行為をしてはならない。
 - (4)研修期間中の災害・事故等に備えて必要な保険に加入し、研修期間中に災害・事故等に遭った場合及び釧路市又は第三者に対して損害を与えた場合については、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 研修生は、前項の規定を遵守するため、誓約書により確約しなければならない。

(研修の費用)

第6条 研修に要する費用は、無料とする。

(事故責任等)

第7条 研修生は、期間中の事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、市は一切の責任を負わないものとする。

(研修の中止)

第8条 市は、研修生が第5条の規定に違反し、業務に支障をきたすと認められるときには、直ちに研修を中止することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研修生の受入れの実施に関し必要な事項は、市が

定める。

第10条 3省合意の例によると、インターンシップ等（3省合意に示された学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の4つの類型におけるタイプ3及びタイプ4に限る。）を通じて取得した学生情報は、広報活動開始時期後に広報活動に、採用活動開始後に採用活動に使用できるとあるが、市はそれらの情報を広報活動のみ使用することとする。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。